

# 岐阜県公報

## 目次

### 監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表  
行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(監査委員) 一  
(同) 五

号外(一) 平成二十六年十月二十七日

## 監査委員告示

### 岐阜県監査委員告示第十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十六年九月及び同年七月二十三日に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十六年十月二十七日

岐阜県監査委員	岩	花	正	樹
岐阜県監査委員	佐	藤	武	彦
岐阜県監査委員	鷗	飼	良	子
岐阜県監査委員	石	井	直	誠
岐阜県監査委員	藤	良	寛	

### 第1 監査実施機関数

知事直轄	監査実施機関数		監査結果件数				
	指摘あり	指摘あり	指摘事項	指摘事項	検討事項		
総務部	7	3	0	5	4	1	0
清流の国推進部	1	0	1	1	0	1	0
危機管理部	1	1	0	1	1	0	0
環境生活部							
健康福祉部							



指 摘	県庁舎駐車場の管理上の1件の事故について、損害賠償金として103,411円の費用負担が発生していたので、駐車場の管理について一層の徹底を図らたい。
-----	---

2 清流の国推進部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
市町村課	平成26年7月23日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
市町村課	指導	平成25年度に執行された参議院議員選挙費の予算編成事務において、既に支出した金額よりも、予算額を減額する金額の誤った3月補正予算調書を作成し総務部長に提出した結果、歳出予算現額が支出済歳出額を下回る事態となり、下回った額について予算費での充用を受けていたので、今後は適正な事務処理に努められたい。

3 危機管理部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
消防学校	平成26年9月10日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
消防学校	指摘	消耗品購入に係る支出事務において、請求書受理

後に事前決裁書の起案が行われていたので、今後は適正に処理されたい。

4 農政部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
東濃農林事務所	平成26年9月17日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

5 県土整備部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
恵那土木事務所	平成26年9月8日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
恵那土木事務所	指摘	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として224,784円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。

6 都市建築部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
リニア推進事務所	平成26年9月8日	流域浄水事務所	平成26年9月10日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

7 振興局 ( 1 機関)

実施機関名	実施年月日
東濃振興局	平成26年9月17日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

8 教育委員会 ( 6 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐南工業高等学校	平成26年9月10日	羽島高等学校	平成26年9月10日
恵那農業高等学校	平成26年9月9日	坂下高等学校	平成26年9月9日
中津商業高等学校	平成26年9月9日	恵那特別支援学校	平成26年9月8日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
羽島高等学校	指導	行政財産の目的外使用許可に係る収入事務において、収入科目を(款)使用料及び手数料とすべきところ(款)財産収入としていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導	物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。
恵那農業高等学校	指摘	生産物の売払いの収入事務において、直ちに納入義務者に納入の通知をすべきところ、それを怠ったため、収納が1か月以上遅延していたものがあったので、今後は適正に処理されたい。
坂下高等学校	指導	消耗品購入に係る支出事務において、同一日に同一の債権者から複数に分けて購入しているものがあった。これを集約して発注すれば、より経済的に調達

できる可能性が認められたので、今後は経済性を考慮した調達に努められたい。

9 警察本部 ( 9 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
警務課	平成26年9月2日	教養課	平成26年9月2日
厚生課	平成26年9月2日	監察課	平成26年9月2日
留置管理課	平成26年9月2日	警備第一課	平成26年9月2日
警備第二課	平成26年9月2日	機動隊	平成26年9月2日
警察学校	平成26年9月2日		

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
警務課	指摘	適性検査に係る検査手数料等の支出事務において、債権者から送付された請求書を亡失したことにより、債権者に対する1件17,900円の支払が195日遅延するとともに、遅延利息200円が支払われていたので、今後は適正に処理されたい。
警備第一課	指摘	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として509,461円の費用負担が発生していたので、職員間の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

10 その他 ( 1 機関)

実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会東濃地方事務局	平成26年9月17日

【監査の結果】  
特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県認知症施策推進課 課長 藤田 一也

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったら、当該後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十六年十月二十七日

岐阜県認知症施策推進課 課長 藤田 一也  
岐阜県認知症施策推進課 課長 藤田 一也

平成24年度及び平成25年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成24年度行政監査（テーマ監査）

(単位：件)

テーマ名	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置
	A	B	C	A B C
個人県民税の不納欠損処理に関する事務について	16	5	11	0
岐阜県森林・林業対策事業補助金（岐阜県森林境界明確化加速化事業費補助金）の履行確認について	5	5		0

2 平成24年度行政監査（事務事業監査）

(単位：件)

事務事業名	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの	未措置
	A	B	C	A B C
乗用自動車管理特別会計について	2	2		0

3 平成25年度行政監査（テーマ監査）

(単位：件)

テーマ名	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置
	A	B	C	A B C
県立学校における物品購入の事務の流れについて	11	0	10	1

4 平成25年度行政監査（事務事業監査）

(単位：件)

事務事業名	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの	未措置
	A	B	C	A B C
高齢者住宅整備資金貸付金の滞納整理について	10	0	0	10

平成26年4月1日から平成26年9月30日までに知事等関係機関から通知があったものの

行政監査の結果に基づき講じた措置

1 平成24年度行政監査（テーマ監査）

個人県民税の不納欠損処理に関する事務について

機関名	監査結果	講じた措置
税務課	年度ごとの償権額等の把握方法について検討されたい。	個人県民税以外の税目と同様に償権額を年度ごとに把握するために、課税庁である市町村に年度ごとの報告を求めるとし、平成25年度分から実施した。なお、一部の市においては、現行システムにおいて年度別に償権額を把握する機能が持たず、年度ごとの報告をすることが不可能であることから、システム改修等にあわせて年度別に抽出ができる機能を整備するよう働きかけを行った。
岐阜県税務所	不納欠損報告書や滞納状況報告書の滞納繰越分欄については年度ごとの報告を要しない様式となっており、年度ごとの償権額の把握がされていないことから、他の税目と同様に年度ごとに償権額を把握されたい。	個人県民税以外の税目と同様に償権額を年度ごとに把握するために、課税庁である市町村に年度ごとの報告を求めるとし、平成25年度分から実施した。なお、一部の市においては、現行システムにおいて年度別に償権額を把握する機能が持たず、年度ごとの報告をすることが不可能であることから、システム改修等にあわせて年度別に抽出ができる機能を整備するよう働きかけを行った。
西濃県税務所	年間を通して市町村から不納欠損報告書の提出がない場合には、市町村が不納欠損の整理を適切に行っているか、報告を失念していないかを調査されたい。	平成26年3月18日付け税第69号の2岐阜県総務部税務課長通知「平成26年度以降の個人県民税の取扱事務について」により、年間を通して不納欠損額がない市町村については、その旨を翌年度4月30日までに書面で県に報告することと改正されたことに基づき、平成25年度分の不納欠損報告書について、平成26年4月30日までに全ての市町村から提出されたことを確認した。
	不納欠損報告書や滞納状況報告書	個人県民税以外の税目と同様

<p>の滞納繰越分欄については年度ごとの報告を要しない様式となっており、年度ごとの償権額の把握がされていないことから、他の税目と同様に年度ごとに償権額を把握されたい。</p>	<p>に償権額を年度ごとに把握するために、課税庁である市町村に年度ごとの報告を求めることとし、平成25年度分から実施した。なお、一部の市においては、現行システムにおいて年度別に償権額を把握する機能を持たず、年度ごとの報告をすることが不可能であることから、システム改修等にあわせて年度別に抽出ができる機能を整備するよう働きかけを行った。</p>	<p>不納欠損報告書や滞納状況報告書の滞納繰越分欄については年度ごとの報告を要しない様式となっており、年度ごとの償権額の把握がされていないことから、他の税目と同様に年度ごとに償権額を把握されたい。</p>	<p>個人県民税以外の税目と同様に償権額を年度ごとに把握するために、課税庁である市町村に年度ごとの報告を求めることとし、平成25年度分から実施した。</p>						
<p>不納欠損報告書には不納欠損理由を記載する欄がないため、不納欠損の理由を適切に把握されていないことから、他の税目と同様に理由別に把握し、適正な償権管理を行われない。</p>	<p>税務課において、平成26年岐阜県規則第5号により、岐阜県税条例施行規則第73号様式が改正され、市町村は理由別に不納欠損額を県に報告することとなり、県税事務所として把握できることとなった。</p>	<p>2 平成25年度行政監査（テーマ監査） 県立学校における物品購入の事務の流れについて</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="949 1160 997 1288">機関名</th> <th data-bbox="949 1288 997 1691">監査結果</th> <th data-bbox="949 1691 997 2098">講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="877 1160 949 1288">教育財務課</td> <td data-bbox="877 1288 949 1691"> <p>教員が発注事務を行っている実態を踏まえ、学校における適正な物品購入事務を行うために、特に内部けん制という観点を重視し、会計規則等に則って、全ての学校に適用できる統一的なルールを作成されたい。</p> <p>事前決裁書の作成に当たり、遡った起案日を入力する行為は不適正な会計事務処理であるため、正当な理由がない限り限り禁止されたい。</p> <p>納品後等に事前決裁書を起案する行為は、支出負担行為の制度を逸脱した不適正な会計事務処理であるため、禁止されたい。</p> </td> <td data-bbox="877 1691 949 2098"> <p>平成26年4月11日付け教材第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」により、物品調達事務に係るルールを例示し、学校自らが学校の実情に沿ったルール作りを行うとともに、予定価格が3万円を超えない調達案件について、「岐阜県電子調達システム事務取扱要領」第4条に規定する対象外条件を除き、電子調達システムを利用して調達を行うよう各学校長に通知した。また、平成26年6月までに開催した県立学校事務長会議において、会計事務の重要性を職員会議等において周知することを指示するとともに、物品調達事務の学校の実情に沿ったルール作りを行うことを改めて指示した。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		機関名	監査結果	講じた措置	教育財務課	<p>教員が発注事務を行っている実態を踏まえ、学校における適正な物品購入事務を行うために、特に内部けん制という観点を重視し、会計規則等に則って、全ての学校に適用できる統一的なルールを作成されたい。</p> <p>事前決裁書の作成に当たり、遡った起案日を入力する行為は不適正な会計事務処理であるため、正当な理由がない限り限り禁止されたい。</p> <p>納品後等に事前決裁書を起案する行為は、支出負担行為の制度を逸脱した不適正な会計事務処理であるため、禁止されたい。</p>	<p>平成26年4月11日付け教材第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」により、物品調達事務に係るルールを例示し、学校自らが学校の実情に沿ったルール作りを行うとともに、予定価格が3万円を超えない調達案件について、「岐阜県電子調達システム事務取扱要領」第4条に規定する対象外条件を除き、電子調達システムを利用して調達を行うよう各学校長に通知した。また、平成26年6月までに開催した県立学校事務長会議において、会計事務の重要性を職員会議等において周知することを指示するとともに、物品調達事務の学校の実情に沿ったルール作りを行うことを改めて指示した。</p>
機関名	監査結果	講じた措置							
教育財務課	<p>教員が発注事務を行っている実態を踏まえ、学校における適正な物品購入事務を行うために、特に内部けん制という観点を重視し、会計規則等に則って、全ての学校に適用できる統一的なルールを作成されたい。</p> <p>事前決裁書の作成に当たり、遡った起案日を入力する行為は不適正な会計事務処理であるため、正当な理由がない限り限り禁止されたい。</p> <p>納品後等に事前決裁書を起案する行為は、支出負担行為の制度を逸脱した不適正な会計事務処理であるため、禁止されたい。</p>	<p>平成26年4月11日付け教材第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」により、物品調達事務に係るルールを例示し、学校自らが学校の実情に沿ったルール作りを行うとともに、予定価格が3万円を超えない調達案件について、「岐阜県電子調達システム事務取扱要領」第4条に規定する対象外条件を除き、電子調達システムを利用して調達を行うよう各学校長に通知した。また、平成26年6月までに開催した県立学校事務長会議において、会計事務の重要性を職員会議等において周知することを指示するとともに、物品調達事務の学校の実情に沿ったルール作りを行うことを改めて指示した。</p>							
<p>東濃県税 不納欠損報告書や滞納状況報告書の滞納繰越分欄については年度ごとの報告を要しない様式となっており、年度ごとの償権額の把握がされていないことから、他の税目と同様に年度ごとに償権額を把握されたい。</p>	<p>個人県民税以外の税目と同様に償権額を年度ごとに把握するために、課税庁である市に年度ごとの報告を求めることとし、平成25年度分から実施した。</p>								
<p>飛騨県税 年間を通して市町村から不納欠損報告書の提出がない場合には、市町村が不納欠損の整理を適切に行っているか、報告を失念していないかを調査されたい。</p>	<p>平成26年3月18日付け税第69号の2岐阜県総務部税務課長通知「平成26年度以降の個人県民税の取扱事務について」により、年間を通して不納欠損額がない市町村については、その旨を翌年度4月30日までに書面で県に報告することと改正されたことに基づき、平成25年度分の不納欠損報告書について、平成26年4月30日までに全ての市町村から提出されたことを確認した。</p>								

<p>遅延利息は算定されないものの支払遅延が生じていた事案が6校で認められたこと、また、事務職員のほか、教員による請求書の滞留などがその原因であったことが認められたことから、学校における会計事務全般について適正化を図るための措置を講じられたい。</p>	<p>物品発注事務に携わる教員に対しては、出納事務局とも連携し、会計事務に関する研修を義務付けられた。</p>	<p>平成26年度から教員3年目研修に会計事務を加え、平成26年6月18日に「学校会計の適正な管理について」と題して、物品購入事務等について研修を行った。</p>
<p>物品を購入するに当たっては、限られた予算の中で効果的な執行が求められることから、定期的に必要量を調査し購入計画を立てるなどして、経済的・効率的な調達の実施に努めるよう徹底されたい。</p> <p>特に、授業に必要な教材等の物品については、年間カリキュラムに基づき予め必要量を把握できると考えられることから、経済的・効率的な調達のため、購入計画の作成及び適切な運用に努めるよう徹底されたい。</p>	<p>これら指導・検査、研修については、法令遵守による会計事務の適正化を徹底するとともに、経費が県民の税金で賄われていることに鑑み、経済的・効率的な調達の観点からも、教育委員会全体として意識改革を図られたい。</p>	<p>平成26年4月21日に開催した県立学校長会議において、適正な会計事務の徹底を指示した。また、平成26年6月13日付け教総第126号教育長通知「会計事務等の適正な執行について(通知)」により、平成25年度の定期監査結果等を周知し、会計事務等の適正な執行に努めるよう県教育委員会全機関に通知した。</p>
<p>電子調達システムについては、経済的・効率的な調達に資する調達方法であることから、今後一層の利用率向上を図られたい。その際、安易な分割発注を行わないことはもちろんのこと、予定価格が3万円以下の調達であっても積極的な利用を促進されたい。</p>	<p>従来から出納管理課と合同で実施している県立学校に対する会計事務実地検査について、平成26年度から教育委員会事務局の担当職員を2名増員し、8名体制とすることで、より多くの県立学校に対し検査を行うこととした。</p>	
<p>学校においては、収支等命令者に学校長、出納員に事務(部)長がそれぞれ指定され、会計事務すべてが同一機関内で完結しており、本庁各課における出納事務局、総合庁舎内の地方機関における振興局(振興局に置かれる事務所)出納課のような外部のチェッカーが働かないことを踏まえ、実地検査の拡充など会計事務指導を徹底されたい。</p>		